

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

茅ヶ崎市立小和田小学校

茅ヶ崎市立小和田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(2) いじめの禁止

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、授業を含めたすべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童活動に対する支援を推進していきます。
「いじめ防止サミット」を活用した取り組みを推進していきます。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許さないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、児童とかかわる時間を多くするように努めます。
- ・特に配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うよう努めます。
- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・ “された側が少しでも痛い・不快と感じたら「法律上のいじめ」”ということを全教職員に周知するとともに、そのような認識・理解のもと、日々児童を見守り、認知をします。
- ・ 在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 児童対象「学校生活アンケート」年2回（前期、後期）
 - ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による保護者からの聴き取り年2回（前期、後期）
- ・ 学年会による情報共有を強化し、いじめの見落としがないようにします。
- ・ 担任以外の教員が学級を見回り、状態の把握に努めたり、授業交換や給食、清掃の指導を交代したりして複数の教員が学級の状態を把握するように努めます。
- ・ 日常的に子どもの様子の把握に努めます。
- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① 相談窓口の設置（あのねルーム）
 - ② スクールカウンセラーの活用
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・ 毎月、児童指導支援委員会で情報共有を行います。
- ・ 毎月、管理職が「いじめ・長期欠席」の月例報告を確認します。
- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合や現場に駆け付けた場合は、現場の職員がすぐにその行為をやめさせ、その場でできる範囲で個別の聞き取りや指導等の対応をします。その後、「いじめ対応チーム」に報告し、対応を引き継ぎます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、「いじめ対応チーム」を発足し、速やかに対応を始めます。事実確認をします。
- ・ いじめを行った児童に対しては、相手を傷つける行為は許されないことを毅然と指導するとともに、その動機や背景は丁寧に確認し、自分の気持ちや相手を傷つけない形で伝えたり、発散したりする方法を共に模索して、指導します。
- ・ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせるよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ 保護者と連携を図りながら、いじめを受けた児童が安心して学習できる環境を整えます。
- ・ いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。また、当事者となる前段階から各家庭に「もし、子どもがいじめられたら/いじめたら」の存在と内容の周知を図り、学校と足並みをそろえた対応をしてもらえるよう働きかけます。
- ・ いじめの内容に応じて、茅ヶ崎市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

3 いじめ対応組織の設置

(1) 児童指導・支援委員会

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、月に1回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

〈構成員〉

管理職、児童指導担当、Cグループ職員、養護教諭、教育相談コーディネーター、
(スクールカウンセラー)、(スクールソーシャルワーカー)

※検討事項に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

〈活動内容〉

・いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・年間計画作成

(2) いじめ対応チーム

個別のいじめ事案に対応するため、いじめ事案を認知した際、チームを発足して対応にあたります。

〈構成員〉

学級担任、学年職員、関係職員を初期対応メンバーとし、適宜拡充する。

〈活動内容〉

※末尾の「いじめ対応フロー」にしたがって対応を進めていきます。

- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の管理職への報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、茅ヶ崎市教育委員会に報告し、その指示を仰ぎます。学校主体調査となった場合は、「いじめ重大事態調査委員会を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ重大事態調査委員会」の構成

- ・管理職、関係学年職員＋(総括教諭：Cグループ、教育相談コーディネーター、
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー)

※事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

小和田小学校 いじめ対応フロー

認知/相談・報告を受けた教職員

駆け付けた/目撃したときは、行為の制止、個別の聞き取り、指導等、その場でできる対応をした上で引き継ぐ

《相談・認知》

被害（疑い）の児童の学級担任

《相談》

学年代表・学年職員

いじめ対応チーム

初期対応チーム

《報告》

学級担任、学年職員、関係職員

※必要に応じて、管理職に相談し、メンバーを拡充していく。

《調べる・防ぐ・支援する》

最終目標：事案に関わったどの児童も安全に、安心して学校生活を送れること

いじめられた児童

いじめた児童

周囲の児童

《経過・結果報告、相談》

学校長・教頭
《判断》

事案の複雑さや特徴を考慮し、適宜対応に関わるメンバーを拡充

《連携、対応強化》

《対応メンバーの拡充》

《連絡》

教育委員会

支援・指導連携対応チーム

関係機関等

まずは、ニーズを忌憚なく共有・相談し、積極的に連携・活用

管理職、関係学年職員、総括教諭（Cグループ）
教育相談コーディネーター、SSW、SC等

指導内容・方法のブラッシュアップ

支援計画の作成・検証・強化

いじめられた児童

保護者

いじめた児童

保護者

周囲の児童

保護者

《報告》

《共通理解》

児童指導・支援委員会

職員会議、打ち合わせ

重大事態となった場合は、「いじめ重大事態調査委員会」を設置し、迅速に調査を行う。